

# 環境報告ガイドライン 2018年版(仮称) 骨子案

平成 29 年度 環境報告等ガイドライン改定に関する検討会

ご議論いただきたい事項

- 報告事項に過不足はないか。
- 章立てや順番はこれでよいか。

2	<b>目次</b>	
3	はじめに.....	1
4	1. ガイドライン改定の背景.....	1
5	2. ガイドラインの構成.....	2
6	3. 2018年版の改定ポイント.....	3
7	4. ガイドラインの対象.....	4
8	(1)環境報告する事業者.....	4
9	(2)環境報告を利用するステークホルダー.....	4
10	第1章 基本情報.....	5
11	1. 報告書の基本的事項.....	5
12	2. 主要な業績評価指標の推移.....	6
13	第2章 組織体制.....	7
14	1. ガバナンス.....	7
15	2. リスクマネジメント.....	8
16	3. ビジネスモデル.....	9
17	第3章 重要な環境課題の選定.....	10
18	1. 重要な環境課題の選定プロセス.....	10
19	2. ステークホルダーエンゲージメントの活用状況.....	11
20	第4章 戦略.....	12
21	1. 経営責任者のコミットメント.....	12
22	2. 長期ビジョン.....	13
23	3. 戦略.....	14
24	第5章 重要な環境課題.....	15
25	1. 気候変動.....	17
26	2. 水資源.....	19
27	3. 物質資源.....	20
28	4. 生物多様性.....	21
29	5. 大気、水質、土壌等の保全等.....	22
30	(1)大気の保全.....	22
31	(2)水質の保全.....	22
32	(3)土壌の保全.....	23
33	(4)その他.....	23

34	巻末.....	24
35	用語解説.....	24
36	記載事項のチェックリスト.....	25
37	検討委員名簿.....	26
38		
39		

40 **はじめに**41 **1. ガイドライン改定の背景**

- 42 ✓ 「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」1(2015年9月)や「パリ協  
43 定」2(2016年11月)の発効など国連が主導する持続可能な社会への移行を促進する国際的枠組が確  
44 立されて、持続的発展は人類共通の目標として国際的に認知され始めました。また、それを実現するた  
45 めの政策強化が事業者の事業環境に構造的な変化をもたらし、事業活動にも大きな影響が出るようになりま  
46 した。
- 47 ✓ 持続可能な社会への移行に伴う事業環境の変化で、事業者が気候変動、資源制約、人権問題などの重  
48 大な環境・社会・ガバナンス(ESG)課題にバリューチェーンを含めて直面するようになり、その対応に投資  
49 の成否を依存する投資家が、事業者の ESG 報告に著しく関心を持つようになりました。
- 50 ✓ 投資家の情報ニーズは、ESG 報告を制度的な財務報告の枠組みで対応する国際的動向を産み出して  
51 います。そこでは、事業者は、ESG 報告において、事業活動の環境・社会に対する重大な影響を明らかに  
52 し、そのリスクと機会の財務的な影響を開示することが求められています。

53

54 **2. ガイドラインの構成**

- 55 ✓ 本ガイドラインでは、環境報告における報告事項を示すとともに、必要に応じて解説をします。
- 56 ✓ 第1章では、環境報告の基本情報となる報告事項として、環境報告の基本的事項、主要な業績評価指標  
57 の推移を記載しています。
- 58 ✓ 以降、第2章から第5章にかけて、第1章で開示を求めた報告対象組織に関する報告事項を記載していま  
59 す。
- 60 ✓ 第2章では、組織体制に関する報告事項として、ガバナンス、リスクマネジメント、ビジネスモデルを記載して  
61 います。
- 62 ✓ 第3章では、重要な環境課題の選定に関する報告事項として、重要な環境課題の選定プロセス、ステーク  
63 ホルダーエンゲージメントの活用状況を記載しています。
- 64 ✓ 第4章では、第3章で開示を求めた重要な環境課題に関する報告事項として、経営責任者のコミットメント、  
65 長期ビジョン、戦略を記載しています。
- 66 ✓ 第5章では、第4章で開示を求めた戦略に基づく対応に関する報告事項として、対応方針、行動計画、業  
67 績評価指標等を記載しています。
- 68 ✓ また、第5章では、国際的な議論および我が国の現状を踏まえ、ステークホルダーの関心度が高いと考えら  
69 れる重要な環境課題として、気候変動、水資源、物質資源、生物多様性、典型七公害(大気汚染、水質汚  
70 濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)を取り上げ、重要な環境課題を原則的な方法で選定したと  
71 すれば、我が国の比較的多くの事業者が記載することになる報告事項を例示しています。
- 72 ✓ なお、付属文書(平成30年度に作成予定)では、本ガイドラインの適用を促進するツールとして、記載事  
73 例を含む環境報告の作成手引き、難解な報告事項についての解説書、参考情報等、事業者が報告を行う  
74 際に役立つ実務上のサポート情報を記載します。

75

76 **3. 2018年版の改定ポイント**

- 77 ✓ 今回の改定にあたって注目した背景や視点は、以下のとおりです。
- 78 ✓ 環境報告を行う事業者に加えて、環境報告を利用するステークホルダーにも焦点をあて、とくに環境・社  
79 会・ガバナンス(以下、ESG という) 報告に重大な関心を有する投資家の視点に配慮しました。
- 80 ✓ 投資家の ESG 情報ニーズは持続可能な社会への事業者の適応戦略にあります。その適応プロセスで事  
81 業者にリスク・機会をもたらす重要な環境課題には、基本的にすべての主要な環境課題が含まれており、  
82 投資家の視点で環境報告の報告事項を指針化しても、環境報告ガイドライン 2012 年版の考え方よりも広  
83 い範囲の環境情報を提供することが可能です。こうした考え方は近年の国際的潮流に沿ったものであり、  
84 その他のステークホルダーの関心事とも基本的に矛盾しません。
- 85 ✓ 重要な環境課題が経営課題化しつつある状況に鑑み、環境マネジメント関連情報に特化した「環境配慮  
86 経営」の立場から、持続的な価値創造ストーリーを重視する統合報告的な立場へと環境報告の視点をシフ  
87 トし、持続的な価値創造に関連する定性的な情報をこれまで以上に多く求めています。
- 88 ✓ さらに、情報・指標の整理の仕方を従来のように「マテリアルバランス」からではなく、事業者の事業活動に  
89 直接的・間接的に起因する「重要な環境課題」から考えるように変更しています。ただし、「マテリアルバラン  
90 ス」については、現時点でも報告の基礎として利用する事業者が少なくないため、引き続き付属文書で取り  
91 上げる予定です。
- 92 ✓ 平成 30 年度作成予定の付属文書には、環境報告を行う事業者への技術的なサポートとして、記載事例を  
93 含む環境報告の作成手引きおよび難解な報告事項の解説書を盛り込みます。
- 94 ✓ 「環境会計ガイドライン 2005 年版」からは環境課題に対応するコスト情報を採用し(環境保全効果、経済  
95 効果を除く)、本ガイドラインに盛り込むこととしました。

96

---

## 97 4. ガイドラインの対象

### 98 (1) 環境報告する事業者

- 99 ✓ 本ガイドラインは、環境報告を行うすべての事業者にとって指針となるように作成されています。
- 100 ✓ とくに、大規模上場会社と比較して環境報告の実施率が低い中規模以下の上場会社に配慮して、ガイドラ  
101 イン本体をコンパクト化し、記載事例を多く含む作成手引きや難解な報告事項についての解説書を付属文  
102 書として提供するなど、事業者の環境報告を促進するために技術的な対応を行っています。

103

### 104 (2) 環境報告を利用するステークホルダー

- 105 ✓ 本ガイドラインは、環境報告を利用するすべてのステークホルダーを対象とします。とくに、近年の ESG 報  
106 告への関心の高まりを背景に、投資家の関心により焦点をあてました。
- 107 ✓ なお、投資家の ESG 情報ニーズは、持続可能な社会への事業者の適応戦略にあり、その適応プロセスに  
108 おいて事業者にリスク・機会をもたらす重要な環境課題にはすべての主要な環境課題が含まれるので、投  
109 資家以外のステークホルダーの情報ニーズを損なうことはありません。

110

111 **第1章 基本情報**112 **1. 報告書の基本的事項**113 **報告事項**

- 報告対象組織
- 報告対象期間
- 適用した基準・ガイドライン等
- 公表媒体

114

115

116 **解説**

- 117 ✓ 環境報告を行う事業者が企業集団の親会社である場合、報告対象組織は、原則として、親会社である事  
118 業者と、その連結の範囲に含まれるすべての子会社になります。
- 119 ✓ 適用した基準・ガイドライン等には、環境報告にあたり事業者が適用した環境報告等に関する基準または  
120 ガイドライン等を記載します。なお、一部適用の場合はどの部分を適用しているかについて記載します。ま  
121 た、とくに適用した基準・ガイドライン等がない場合は、その旨を記載します。
- 122 ✓ 公表媒体には、環境報告を複数の公表形式(冊子・印刷物、ウェブ(URL)等)や媒体(サステナビリティ報  
123 告、財務報告等)で行う場合に、各公表形式や各媒体における開示内容、開示時期、相互関係等を記載し  
124 ます。

125

126 **2. 主要な業績評価指標の推移**

127 **報告事項**

主要な業績評価指標の推移

128

129

130 **解説**

131 ✓ 連結売上高や利益率指標などの主要な経営指標と重要な環境課題に関する業績評価指標のうち主要な  
132 ものを、連続する3～5年程度の推移がわかるように、一覧表示(例、グラフや表を用いたダッシュボード形  
133 式)します。

134 ✓ 重要な社会課題に関する業績評価指標のうち主要なものも同時に併記することが望まれます。

135

136

---

137 **第2章 組織体制**

138 **1. ガバナンス**

139 **報告事項**

- 事業者のガバナンス体制
- 重要な環境課題の管理責任者
- 重要な環境課題の管理における取締役会の役割

140

141

142 **解説**

143 ✓ 持続可能な社会への移行は長期間にわたるため、事業者が組織として適切な対応を継続しようとするれば、  
144 健全なガバナンス体制の存在が不可欠です。

145 ✓ 事業者の取締役会及び経營業務執行組織が、どのように重要な環境課題とそれに起因するリスク・機会を  
146 認識し、対応しているかについて、簡潔に説明します。

147

---

148 **2. リスクマネジメント**

149 **報告事項**

- 重要な環境課題に起因するリスク
- リスクを識別、評価、管理する方法

150

151

152 **3. ビジネスモデル**

153 **報告事項**

- 事業者のビジネスモデル
- 競争優位性を生み出す事業者独自の主要な差別化要因

154

155 **解説**

156 ✓ 事業者の持続的な価値創造の仕組みであるビジネスモデルを以下の要素を用いて説明します。

157 ■ 投入資源

158 ■ 事業活動

159 ■ 産出物

160 ■ 成果

161

162

---

163 **第3章 重要な環境課題の選定**164 **1. 重要な環境課題の選定プロセス**165 **報告事項**

- 環境報告の記載事項として重要な環境課題を選定する際の手順
- 重要な環境課題であると判断した理由
- 重要な環境課題のバウンダリー

166

167 **解説**

168 ✓ 環境報告には、次の①と②の中から重要性の高い課題(重要な環境課題)を選んで、それを記載します。

169           ①事業者の事業活動から直接的に発生する環境課題

170           ②他の事業者や消費者との取引関係を通じて間接的に発生する環境課題

171 ✓ 重要な環境課題はすべて記載し、脱漏がないように注意します。

172 ✓ 重要な環境課題かどうかの選別は、その環境課題に関する情報の有無によって、ステークホルダーの意思  
173 決定が変わるかどうかで判断します。また、判断する際に、その環境課題が社会の持続可能性に与える影  
174 響の大きさも考慮します。

175 ✓ 重要な環境課題のバウンダリーは次の①と②によって説明します。

176           ①重要な環境課題はバリューチェーンのどこで発生したか

177           ②重要な環境課題は事業者の事業活動や取引関係とどのような関係があるか

178

179 **2. ステークホルダーエンゲージメントの活用状況**180 **報告事項**

- ステークホルダーへの対応方針
- 重要な環境課題の選定に際して実施したステークホルダーエンゲージメントの概要

181

182 **解説**

- 183 ✓ ステークホルダーへの対応は、事業者がステークホルダーのことをよく理解し、ステークホルダーからの要  
184 請を事業活動に反映させるための一連の組織的な行動プロセスです。
- 185 ✓ 事業者にとって重要なステークホルダーからの要請や期待等を、重要な環境課題の選定に際して、どのよ  
186 うに反映したかを記載します。

187

188 **第4章 戦略**189 **1. 経営責任者のコミットメント**190 **報告事項**

持続可能な社会への適応と重要な環境課題への対応に関する経営責任者のコミットメント

191

192 **解説**

- 193 ✓ 経営責任者は、出資者や債権者が拠出した財務的資本だけでなく、自然環境、労働力、リース資産、社会  
194 基盤、社会との様々な関係等の諸資本を利用して、事業活動を営んでいます。そのため、これらすべての  
195 資本の提供者に対し、その使用の顛末を説明する責任を有しています。この説明責任を果たすための情  
196 報提供手段が環境報告です。
- 197 ✓ 環境報告を行うにあたり、経営責任者は、持続可能な社会への適応と重要な環境課題への対応につい  
198 て、基本的な考え方を自らの言葉で指標・目標等も交えて具体的に説明し、その実行について明言(コミッ  
199 ト)することが求められます。
- 200 ✓ コミットメントにおいては、持続可能な社会への適応や重要な環境課題への対応が、長期ビジョンの中でど  
201 のように位置付けられているか、経営戦略や経営計画とどのような関係にあるのかなど、事業者の将来見  
202 通し情報と関連付けて説明することが望まれます。

203

204 **2. 長期ビジョン**205 **報告事項**

- 長期ビジョン
- 長期ビジョンの想定期間
- その想定期間を選んだ理由

206

207 **解説**

- 208 ✓ 長期ビジョンは、持続可能な社会への適応と重要な環境課題への対応を通じて、事業者が将来的にありたい姿を示すものです。
- 209
- 210 ✓ 長期ビジョンの想定期間は10～30年程度であり、具体的には事業者のビジネスモデルや事業規模等を
- 211 勘案して決定します。
- 212 ✓ 長期ビジョンの想定期間内に適度な中間目標(マイルストーン)を設定することが望まれます。
- 213 ✓ 長期ビジョンや中間目標は定期的な見直しが必要です。

214

215 **3. 戦略**

216 **報告事項**

持続可能な社会への適応戦略

217

218 **解説**

219 ✓ 現在のビジネスモデルから出発し、長期ビジョンの実現に向け、どのような方向性で取り組みを進めるのか  
220 についての戦略を説明します。

221

---

222 **第5章 重要な環境課題**223 **本章の位置づけ**

- 224 ✓ 本ガイドラインによる環境報告では、事業活動から直接的に発生する環境課題と他の事業者や消費者との  
225 取引関係を通じて間接的に発生する環境課題の中から、事業者自らが重要性の高さを基準に選定した  
226 「重要な環境課題」を記載するのが原則です。
- 227 ✓ しかし、本章では、一般の事業者が原則に従って「重要な環境課題」を選定したとすれば、ほとんどの場合  
228 に記載事項となる環境課題を網羅的に指定しています。
- 229 ✓ そのため、本ガイドラインでは、本章の「重要な環境課題」をすべて記載すれば、原則に従って記載事項を  
230 決定した場合と同等の環境報告が行われているとみなしています。
- 231 ✓ ただし、本章の「重要な環境課題」を、1)存在または該当しない、2)重要性が低い等の正当な理由で記載  
232 しない場合には、その理由について説明する必要があります。
- 233 ✓ また、本章の「重要な環境課題」以外に重要性の高い環境課題のある事業者の場合は、その環境課題に  
234 ついても追加的に記載することが求められます。

235 **対応方針の有効性評価**

- 236 ✓ 重要な環境課題への対応方針は、その環境課題に適合する業績評価指標を設定して、あらかじめ公表し  
237 た目標と実績との対比により、有効性評価を行います。

238 **環境保全コスト**

- 239 ✓ 重要な環境課題への対応に支出したコスト(環境保全コスト)を重要な環境課題ごとに記載します。
- 240 ✓ 重要な環境課題への対応目的で取得した資産は、減価償却等の合理的な方法で取得原価を期間配分  
241 し、各報告対象期間の環境保全コストとします。
- 242 ✓ 複数の重要な環境課題に関連する環境保全コストは、適切な基準により、重要な環境課題ごとに配賦しま  
243 す。

244

245 **すべての重要な環境課題に共通する報告事項**

- 方針
- 行動計画
- 業績評価指標
- 業績評価指標の算定方法
- 業績評価指標の集計範囲
- 目標
- 環境保全コスト
- 記載事項に独立した第三者による保証が付与されている場合は、その保証報告書

246

247 **解説**

- 248 ✓ 重要な環境課題ごとに、これらの報告事項を記載し、その後に、それぞれの重要な環境課題において指定  
249 されている報告事項を記載します。

250

251 **1. 気候変動**252 **報告事項**

## 温室効果ガス排出

- スコープ 1 排出量
- スコープ 2 排出量(※1)
- スコープ 3 排出量(※2)

## 原単位

- 温室効果ガス排出原単位

## エネルギー投入

- 総エネルギー投入量

## シナリオ分析

- 気候変動リスクが大きい業種やビジネスモデルの場合は、シナリオ分析

253

254 **解説**255 **温室効果ガス排出**

256 ✓ 温室効果ガス排出量をスコープ別に記載します。

257 ✓ 報告の対象となる温室効果ガスは、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及び非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>、メタン、一酸化二  
258 窒素、三フッ化窒素、代替フロン等 3 ガス(HFC:ハイドロフルオロカーボン、PFC:パーフルオロカーボン、  
259 SF<sub>6</sub>:六ふっ化硫黄)です。

260 ✓ 温室効果ガス排出量は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の合計を二酸化炭素量に換算し「トン-  
261 CO<sub>2</sub>換算」、または「トン-CO<sub>2</sub>e」(以下「トン-CO<sub>2</sub>換算」という。)単位で記載します。

262 **原単位**

263 ✓ 売上高や生産量等の適切な尺度により原単位を算定して記載します。

264 ✓ 温室効果ガス排出量の削減効果等について、企業間比較や時系列比較を容易する効率指標です。

265 **エネルギー投入**

266 ✓ 総エネルギー投入量は、電気及び各燃料(購入熱を含む)等の使用量をそれぞれ把握して記載します。

267 **シナリオ分析**

268 ✓ 気候変動のシナリオ分析とは、将来の一定期間にわたり、低炭素社会への移行シナリオを複数想定して、  
269 各シナリオにおける経営戦略の妥当性、柔軟性、強靭性を検証するプロセスです。

- 
- 270 ✓ 国連気候変動に関する政府間パネル (IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change) の 2 度シ  
271 ナリオを含むことが望ましい。
- 272 ✓ 各シナリオ下で、低炭素社会への移行状況、事業活動に生じるリスク・機会、業績への影響等を分析する。
- 273 ✓ 記述情報と図表等を併用して簡潔に分析結果を説明します。
- 274
- 275

276 **2. 水資源**

277 **報告事項**

事業エリアの水資源

- 水資源投入量
- 水資源投入量の原単位
- 水の循環的利用量
- 事業エリアが水ストレスの高い地域に存在する場合は、その水ストレスの状況と対策

サプライチェーンの水資源

- サプライチェーンが水ストレスの高い地域に存在する場合は、その水ストレスの状況と対策

278

279

280 **3. 物質資源**

281 **報告事項**

物質資源の投入

- 枯渇性天然資源投入量
- 枯渇性天然資源投入量の内訳
- 総物質投入量の原単位
- 事業エリア内での物質の循環的利用量

物質資源の廃棄

- 廃棄物等の総排出量
- 廃棄物等最終処分量

282

283

284

285 **4. 生物多様性**

286 **報告事項**

生物多様性に関するリスク評価と対応状況

287

288

289 **5. 大気、水質、土壌等の保全等**

290 **(1) 大気の保全**

291 **報告事項**

- 法令遵守の状況
- 大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物(SOx)の排出量(トン)
- 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物(NOx)の排出量(トン)
- 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物(VOC)の排出量(トン)

292

293

294 **(2) 水質の保全**

295 **報告事項**

- 法令遵守の状況
- 排水規制項目の排出濃度
- 水質汚濁負荷量

296

297

298 **(3) 土壌の保全**

299 **報告事項**

- 法令遵守の状況
- 土壌汚染の管理方法、対策方法

300

301

302 **(4) その他**

303 **報告事項**

- 騒音・振動・悪臭等の法令遵守の状況

304

305

---

306 卷末

307 用語解説

308

309 記載事項のチェックリスト

310

311 検討委員名簿

312

# 環境報告ガイドライン (2018年版)

(公表)

平成 30 年●月

環境省●局●課

〒100-XXXX 東京都千代田区 XXXX

TEL: 03-5521-XXXX FAX: 03-3580-XXXX

URL: <http://www.env.go.jp/>

